

商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

愛称：相続専用定期貯金「真心」

(2026年2月4日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none">スーパー定期貯金<単利型>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方。相続により取得した不動産や有価証券等の換金代金、また、死亡保険金もお預入いただけます。(確認書類が必要となります。)すでに当JAにお預入の相続人さま名義の貯金(相続によらないもの)でのお預入はできません。ご契約の際、以下の書類を確認させていただきます。 当JAで相続手続きをされた方は、下記①と②をお持ちください。他の金融機関で相続手続きをされた方は、①と②に加え、③から⑥のうちいずれかをお持ちください。 ① 本人確認書類 ② お届け印 ③ 遺産分割協議書の写し ④ 金融機関に提出した相続依頼書の写し ⑤ 戸籍謄本の写しと、被相続人名義の解約済み通帳または解約計算書の写し ⑥ 遺言書(公正証書遺言または自署証書遺言で家庭裁判所の検認済みのもの) の写しと、被相続人名義の解約済み通帳または解約計算書の写し
募集期間	<ul style="list-style-type: none">2026年2月4日(水)～2027年1月29日(金)
預入期間	<ul style="list-style-type: none">定型方式 1年 自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとなります。
預入方法	<ul style="list-style-type: none">一括預入相続により取得した金額の範囲内1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none">満期日以後に一括して払い戻します。
利息	<ul style="list-style-type: none">預入から1年間につきましては、年0.575%を適用いたします。自動継続後の適用金利は、自動継続日のスーパー定期貯金の店頭表示金利となります。
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none">満期日以後に一括して支払います。付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。金利は窓口にお問い合わせください。
(2) 利払頻度	
(3) 計算方法	
(4) 税 金	
(5) 金利情報の入手方法	
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none">総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。

中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 中途解約利率 <table border="0"> <tr> <td>① 預入期間が6か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>② 預入期間が6か月以上1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> </table> <p>ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> 	① 預入期間が6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 預入期間が6か月以上1年未満	約定利率×50%
① 預入期間が6か月未満	解約日における普通貯金利率				
② 預入期間が6か月以上1年未満	約定利率×50%				
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または信用部（電話：055-223-9631）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山梨県弁護士会（電話：055-235-7202） 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>				
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 その他詳細については、「自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）」に準じます。 金利は金融情勢等により変更させていただく場合がございますのでご了承ください。 				

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A山梨みらい